

伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の地域産業の振興及び日常生活支援機能の確保を図るため、地域の6次産業化又は集落再生・活性化若しくは市街地活性化に寄与すると認められる事業（以下「認定事業」という。）として起業する者に対し、予算の範囲内において、伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則（平成20年伊佐市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域の6次産業化 市内にある地域資源を原材料として新たに加工・販売を行うこと、又は特産品開発・販売や体験型観光などにより地域産業の付加価値の向上に取り組むことをいう。
- (2) 起業 次のいずれかに該当する場合のことをいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人又は団体が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
 - ウ 個人又は法人が現在の事業を継続して操業しつつ、新たな分野で事業を開始する場合
 - エ 個人又は法人が現在の事業を廃業し、新たな分野で事業を開始する場合
 - オ 移住者が移住に伴い市内で事業を開始する場合
- (3) 新たな分野 新たに取り組むこととなる日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の小分類に掲げる業種又は地域貢献に資する活動のことをいう。
- (4) 移住者 市外に継続して10年以上居住していた者であって、申請日前3年以内に市内に転入したもの又は申請日の属する年度の末日までに転入し居住するものをいう。
- (5) 増改築 起業するために必要な施設を増築、改築、修繕又はリフォームすることをいう。
- (6) 市街地 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による近隣商業地域又は商業地域の区域内その他市長がこれに類すると認める菱刈地区の商店街のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で起業するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、居住する者（申請日の属する年度の末日までに転入し、居住する者を含む。）又は市内に事業所を有する法人の代表者
- (2) 市区町村税の滞納がない者
- (3) フランチャイズチェーン等に加盟していない者
- (4) 補助金の交付を受けた後、3月以内に認定事業を開始できる見込みのある者
- (5) 金融機関等からの資金調達が十分に見込める者
- (6) 認定事業に必要な許認可等を取得している者又は認定事業の開始までに取得する見込みのある者
- (7) 認定事業を通じて公序良俗に反する行為、政治的活動又は宗教的活動に関する行為を行わない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員と密接な関係がない者
- (9) 過去にこの要綱による補助を受けていない者

(認定事業の承認)

第4条 補助対象者は、起業チャレンジ支援事業計画書（様式第1号）を市長に提出して、あらかじめ認定事業としての承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の計画書の提出があったときは、事業の適否を審査した上で、次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業として承認し、起業チャレンジ支援事業認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 新たな視点により地域の6次産業化に取り組むことで波及効果をもたらし、産業活性化につながるものが期待できるもの
- (2) 概ね校区単位程度の範囲において、生活サービスの提供や集落活性化の拠点として機能し、地域の暮らしの機能の維持、向上につながるものが期待できるもの
- (3) 市街地において集客が見込まれ、かつ近隣の事業所との連携により商店街としての新たな活力の創出につながるものが期待できるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が認定事業を起業するにあたって必要となる店舗又は作業所等の整備（以下「施設整備費」という。）並びに設備導入に必要な費用（以下「設備導入費」という。）

のうち別表第1に掲げる経費とし、補助対象経費の合計が50万円を超える場合を対象とする。ただし、他の補助金等の交付の対象とした経費については、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の種類及び額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内とし、100万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項に定めるもののほか、補助対象経費が300万円を超え、かつ別表第2に示す区分の条件を満たす場合は、それぞれ同表に定める金額を補助金の額に加算する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、起業チャレンジ支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に次号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施設整備(新築、増改築)

ア 工事請負契約書の写し

イ 工事設計図の写し(案内図・配置図・平面図・立面図等)

ウ 工事見積書の写し

エ 着工前の現況写真

オ 市区町村税の滞納のないことが証明できる書類

カ 補助対象者の住民票の写し、法人にあつては定款・規約等の写し(移住予定者、開業予定者にあつては、転入等の手続き完了後にあらためて提出すること。)

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 設備導入(付帯設備、機械器具)

ア 購入する付帯設備、機械器具の見積書の写し

イ 市区町村税の滞納のないことが証明できる書類(前号に該当する場合は省略)

ウ 補助対象者の住民票の写し、法人にあつては定款・規約等の写し(前号に該当する場合は省略)

エ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条による補助金の交付申請があつた場合は、その内容を審査のうえ可否を決定し、起業チャレンジ支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成

するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(現場確認)

第9条 市長は、認定事業を適正に執行するため、工事等の状況を現場において確認することができる。

(申請の取下げ)

第10条 第8条第1項の決定通知書を受理した補助対象者が、諸事情により申請を取り下げるときは、市長と協議の上、起業チャレンジ支援事業補助金申請取下げ書(様式第5号)を提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により取り下げを行ったときは、補助金を交付しないものとする。

(認定事業内容の変更)

第11条 補助対象者は、第8条第1項の決定通知書を受理した後、認定事業の内容等を変更するとき、起業チャレンジ支援事業補助金変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 施設整備(新築、増改築)

ア 変更工事請負契約書の写し

イ 変更工事内容の分かる図面(案内図・配置図・平面図・立面図等)

ウ 変更工事見積書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 設備導入(付帯設備、機械器具)

ア 変更する付帯設備、機械器具の変更見積書の写し

イ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、起業チャレンジ支援事業補助金変更承認(却下)通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 補助対象者は、認定事業が予定の期間内に完了しない場合又は認定事業の遂行が困難となった場合は、工事の終了を予定していた日までに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 認定事業が完了したときは、起業チャレンジ支援事業実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施設整備費

ア 所有権を証する書類（登記済証の写し等）

イ 工事費用内訳書及び領収書の写し

ウ 工事写真（工事中及び完成）

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 設備導入費

ア 領収書の写し

イ 購入した付帯設備、機械器具の写真

ウ その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領し、報告書類の審査及び完成検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、起業チャレンジ支援事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の通知を受けた補助対象者が補助金を請求しようとするときは、起業チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反したとき。

(3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は認定事業の実施について不正な行為をしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

（財産の処分の制限）

第16条 補助対象者は、補助対象経費として取得した財産又は効用の増加した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産。

以下「取得財産」という。）を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、市長の承認を受けずに認定事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用

年数を経過しているときは、この限りでない。

- 2 市長は、補助対象者が補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年以内に当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
(伊佐市商店街活性化空き店舗活用事業補助金交付要綱等の廃止)
- 2 伊佐市商店街活性化空き店舗活用事業補助金交付要綱（平成23年告示第48号）は、廃止する。
- 3 伊佐市商店街活性化浄化槽新設改修事業補助金交付要綱（平成23年告示第49号）は、廃止する。
- 4 伊佐市6次産業化支援事業補助金交付要綱（平成26年告示第22号）は、廃止する。

別表第 1

経費区分	内容	説明
施設整備費	新築	・専ら認定事業を行う施設として新築する費用のうち、工事請負契約により整備する経費を対象とする。ただし、土地の取得費用を除く。
	増改築	・専ら認定事業を行う施設として増改築する費用のうち、工事請負契約により整備する経費を対象とする。ただし、土地の取得費用を除く。
設備導入費	付帯設備	・認定事業の用に供する施設の付帯設備を購入する場合は、その設備を取り扱う専門業者から購入する設備の導入経費を対象とする。 ・認定事業の用に供する施設の付帯設備を工事請負契約に含めて整備する場合は、施設整備費の対象とする。
	機械器具	・認定事業の用に供する機械器具の購入費用のうち、日常的にその機械器具の販売を取り扱う業者から購入する機械器具の導入経費を対象とする。ただし、購入単価が 5 万円以上の機械器具に限る。

備考 別表第 1 のいずれの経費区分においても、認定事業以外の用に供する部分は、その全部又は延床面積にて按分した額を控除するものとする。

別表第 2

区分	条件	加算金額
地元加算	補助対象経費のうち 2 分の 1 以上を市内の業者に発注する場合	20 万円
移住者加算	補助対象者が移住者の場合	20 万円